

## 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構第 4 期中長期目標の変更内容について

令和 4 年 7 月

経済産業省産業技術環境局

新エネルギー・産業技術総合開発機構室

## 1. デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく N E D O 中長期目標の変更について

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）」（以下「重点計画」という。）において、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）」（以下「情報システム整備方針」という。）を踏まえ、全ての独立行政法人の目標を令和 4 年度中に速やかに変更することが示されたところ。
- このため、重点計画に基づき、情報システム整備方針の内容に沿って、N E D O 自身のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組を加速するため、中長期目標を変更する。
- また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い廃止となり、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に統合されたため、目標中における「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の記載を「個人情報の保護に関する法律」に改める改正を併せて行う。

## 2. 中長期目標の変更内容について

- 現行の中長期目標において、「IV 業務運営の効率化等に関する事項」 1.（4）において、業務の電子化の推進として電子化の促進を規定しているところであるが、情報システム整備方針の内容に沿って、追記を行う。
- 具体的には、
- ・PMO(Portfolio Management Office)は、PJMO(ProJect Management Office)が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援すること、
  - ・情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用すること、
  - ・情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むこと
- 等について、新たに追記を行う。
- 新旧対照表は、別添のとおり。

(参考)

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（独立行政法人関連部分抜粋）

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

#### （1）国の情報システムの刷新

#### ⑧ 情報システム整備方針の策定と一元的なプロジェクト監理の実施等

##### ア 情報システム整備方針の策定

デジタル庁は、デジタル庁設置法第4条第2項第15号に基づき、国・地方公共団体・独立行政法人・公共分野の民間事業者等の情報システムの整備及び管理について、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（以下「情報システム整備方針」という。）を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等や、デジタル社会の共通機能の要件等を提示したところである。

政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等についても、情報システム整備方針を踏まえ、デジタル庁内に設置された技術検討会議等において必要な改定等を行う。

#### 独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

令和3年度（2021年度）からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する。各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度（2022年度）中に速やかに変更する。ただし、令和3年度（2021年度）が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人（行政執行法人を含む。）については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

○情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）（独立行政法人関連抜粋）

独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、国、独立行政法人等の相互の連携を確保する等のため、各独立行政法人は、PMOを設置し、当面は政府情報システムの整備方針（本整備方針「国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針」中1.、2.、3-1-4.、4-4-1.及び4-4-2.に掲げる事項を指す。）に準拠しつつ整備及び管理を行う。なお、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。

### 1. 良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

- 1-1. サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底
- 1-2. UIの改善
- 1-3. データ整備
- 1-4. セキュリティ
- 1-5. ルール・進め方

## 2. 良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開

### 2-1. ガバメントクラウド

### 2-2. ガバメントソリューションサービス

### 2-3. ベース・レジストリ

### 2-4. ID・認証

## 3-1-4. プロジェクト現場への支援の充実

各府省 PMO は、プロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、PJMO が実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供する。

## 4-4-1. 投資対効果の精査

情報システムの整備に当たっては、当該情報システムに係る整備及び運用等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、投資対効果の精査を十分に行う。情報システムの投資額の精査に当たっては、常に最新の技術動向の収集に努め、投資額への反映を徹底する。また、後年度にシステム運用経費、保守経費、業務維持のための改修やシステム更改時における新旧情報システムの並行稼働等で過大な経費負担を生じないように、システムライフサイクル全体を見通したコストマネジメントを行う。特に、整備の企画段階においての投資対効果は、一定の推定によらざるを得ないことも想定されるところ、投資対効果を段階的に精緻化するとともに、事後に検証できるものとすることが重要である。このため、情報システムの整備の効果を事後的に検証し、継続的な改善に取り組むことができるよう、測定可能な効果指標及び目標値並びに測定時期の設定を徹底する。

## 4-4-2. システム改革の徹底

各府省は、デジタル庁主導の下、業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、情報システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費の削減を図る。これにより、令和2年度（2020年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、令和7年度（2025年度）までに3割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進しコスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各情報システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底する。